

こちら鳥獣害対策員です！⑬

～鉄砲での捕獲(その5)・最終回～

市では、鳥獣害対策を強化しています。このシリーズでは、市が実施している鳥獣害対策や、知っていると役に立つ情報などを、市の鳥獣害対策員が紹介します。隔月で奇数月号に掲載しています。

《問合せ》農林水産課 ☎23-1127

前号に引き続き、鉄砲でのシカの捕獲活動の手順を、シカ捕獲専任班の活動を例に紹介します。

一瞬の判断

走り抜けるシカは、まさに飛ぶようです。鉄砲を構える余裕はありません。一瞬で何の動物かを見極め、危険の有無も判断しなければなりません。弾が竹や岩などに当たり、想定外の場所に飛んでしまうこともあります。少しでも危険のある場合は銃を下ろしますが、走ってくる動物から攻撃されることもあります。

1日の捕獲活動の回数は、

だいたい2回です。午前9時ごろに入山して、午後1時ごろに1回目が終わります。全員の下山を確認した後、昼食を取り、次の山の作戦を立てます。午後2時ごろに2回目を開始。午後5時ごろに下山します。

過酷な捕獲

昼食後の山登りは厳しいです。大汗をかいて登っても、待つうちに汗で身体が冷えて夏でも凍えます。

動物の追い出し係の勢子と犬は、顔を真っ赤にして何度も何度も山を上から下まで歩き回ります。大量の水分を取って熱中症に備えます。

地域愛が支え

シカも最近では賢くなつて、なかなか獲らせてくれません。頑張っても一頭しか獲れない日もあります。捕獲頭数による歩合制なので、そんな日の給料は一人千円ほど。それぞれの班員の地域愛で支えられている活動です。地域の皆さんの「ご苦労様。ありがとう」という言葉が何よりの励みです。

玄武岩の玄さんが堅いテーマも柔らかく解説

豊岡のことに注目じゃ！⑪

ふるさと納税って？

豊岡市では、ふるさと納税が、たくさん集まった

って聞いたけど？

平成27年度は、12月末で3億円を超えるふるさと納税をしてもらってな。昨年と比べたら、なんと3倍以上じゃ！

そもそもふるさと納税って何？

いいことに気付いたの。お「納税」という言葉を使つとるが、正確には自治体への寄付じゃ。大人になって都会に住んでも、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度があったらええなあ」ということで、平成20年から始まったんじゃ。出身地だけでなく、自分の大好きな町にも寄付をすることができるとるんじゃぞ。

何でそんなにふるさと納税を

ふるさと納税をすると、住んでいる町に納める税



豊岡市のお礼品のカタログ

金があくなるんじゃ。それに、最近では、ふるさと納税のお礼に、地元の特産品を返す町が増えてな、テレビや雑誌などで取り上げられて全国的にブームとなつとるんじゃよ。豊岡市でも、平成26年12月から豊岡靴や但馬牛、津居山かなど、豊岡自慢の品々をふるさと納税のお礼として返すことにしたんじゃ。それ以降、徐々に増えてきて、本年度は全国の4千人を超える方から応援してもらつとるんじゃ。

集まったふるさと納税はどうするの？

ふるさと納税をしてもらうときに、使い道の希望を聞いてお返し、それに沿って活用をしとる。

例えば、学校給食のご飯にコウノトリ育むお米を使つて①環境教育を進め②地産地消による地元農業を育て③安全・安心な給食を食べてもらう—ことをしとる。豊岡の魅力の国内外への発信や一流選手によるスポーツ教室の開催など、さまざまな事業に大切にに使わせてもらつとるんじゃ。市役所の担当者は、全国の皆さんに豊岡市を知ってもらつて、ふるさと納税を通じて応援してもらえるように、引き続きPRを頑張ると意気込んでつたぞ。

大阪のおばちゃん豊岡のこと大好きって言うて

から、ふるさと納税をPRしてみるね。



国民年金のお知らせ

平成28年度の保険料が決まりました

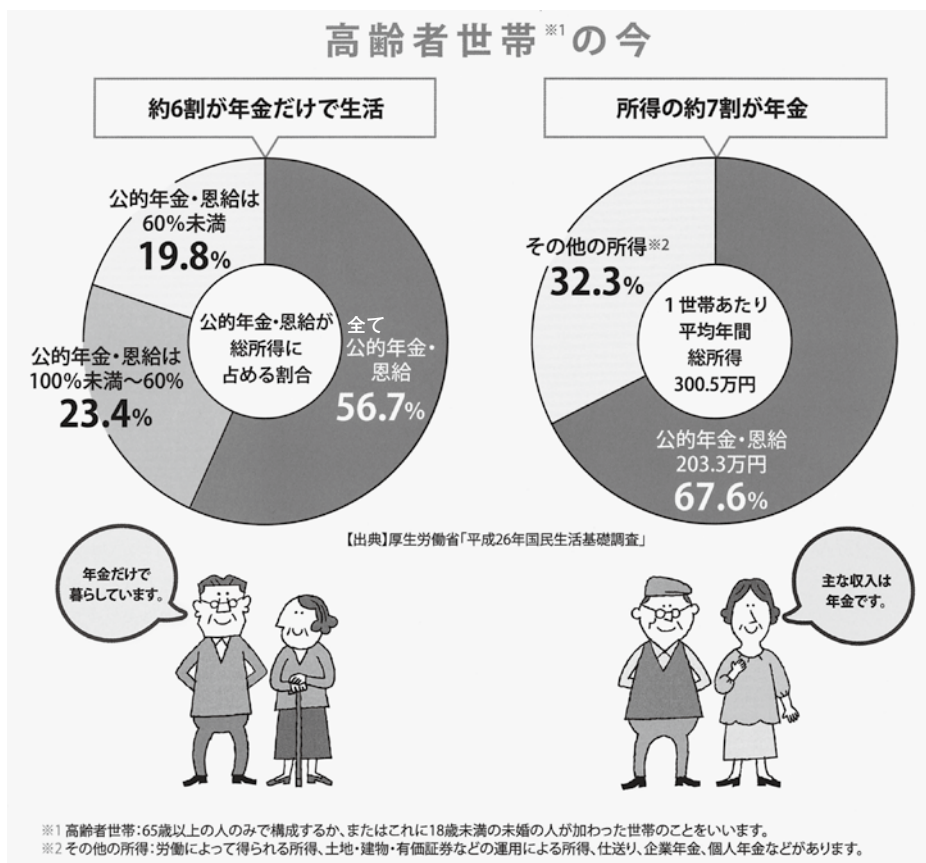
平成28年度の国民年金保険料(定額)は、月額16,260円(付加保険料400円)です。この改定に伴い前納保険料も下表のとおり変わります。

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金支払(月々)	16,260円	97,560円	195,120円	393,000円
現金支払(前納) クレジット納付(前納) 【割引額】	1カ月前納は ありません	96,770円 【790円】	191,660円 【3,460円】	2年前納は ありません
口座振替(前納) 【割引額】	16,210円 【50円】	96,450円 【1,110円】	191,030円 【4,090円】	377,310円 【15,690円】

ねんきんミニ講座 ～年金を支える高齢者の暮らし～

厚生労働省「平成26年国民生活基礎調査」によると、公的年金を受給している高齢者世帯の約6割が公的年金だけで生活し、公的年金は高齢者世帯の平均所得の約7割を占めています。このことから見ても、年金は老後の生活の大きな支えです。

保険料は60歳まで毎月こつこつ納付しましょう。人生には山あり谷あり、失業したり、保険料の納付が困難なときを迎えることもあります。そんな時は「保険料の免除・猶予制度」を利用するなど将来のために若いときから保険料を未納にしないことが大切です。保険料若年者納付猶予制度は、現在30歳未満の方が対象ですが、平成28年7月から当分の間、50歳未満の方が対象となります。



豊岡の年金事務所

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●3月12日(土)

午前9時30分～午後4時

●3月7日(月)、14日(月)、22日(火)、28日(月)

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-051165

・IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ
アドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》日本年金機構豊岡

年金事務所 ☎22-0948

市役所市民課 ☎21-9015

または各振興局市民福祉課